

大伸建設株式会社に対する行政処分について

1 行政処分の対象者

横浜市鶴見区駒岡町二丁目10番7号
大伸建設株式会社
代表取締役 松本 廣美

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく施設の停止命令及び改善命令

(1) 違反事由

ア 法第12条第1項（処理基準）違反

廃棄物を投入する投入蓋のシール部分及び焼却炉の灰出し扉のシール部分並びに排ガスを冷却するための冷却設備の冷却塔及び冷却塔出口の煙道部分から排ガスが漏れていること。

イ 法第15条の2第1項第1号（産業廃棄物処理施設の技術上の基準）違反

法第12条第1項（処理基準）違反

焼却施設から排出される燃え殻及びばいじんの貯留施設に隙間が生じているため、燃え殻及びばいじんが飛散し、流出しないように必要な構造を有していないこと及び必要な措置が講じられていないこと並びに燃え殻及びばいじんの貯留設備周辺の擁壁に隙間があるため地下に浸透しないように必要な措置が講じられていないこと。

ウ 法第12条第1項（処理基準）違反

木くずの受入設備の囲いが変形、破損していること及び法に規定する保管の高さを越えて保管していること並びに木くずの受入設備、燃え殻及びばいじんの貯留設備に処分のための保管の掲示板が設置していないこと。

エ 法第12条第11項（帳簿の備付け、記載、保存等の義務）違反

木くずの運搬及び処分、燃え殻及びばいじんの運搬、燃え殻及びばいじんの運搬並びに処分の委託に関する帳簿を事業場に備え付けていないこと。

(2) 改善命令の内容

ア 焼却施設を、空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく焼却できるものに改善すること。

イ 焼却施設から排出される燃え殻及びばいじんの貯留設備から、燃え殻及びばいじんが飛散し、流出しない構造にすること及び必要な措置を講ずること並びに地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

ウ 焼却施設の受入設備及び貯留設備を基準に適合させること。

エ 木くずの運搬及び処分、燃え殻及びばいじんの運搬、燃え殻及びばいじんの運搬並びに処分の委託に関する帳簿を事業場に備え付け、記載し、1年毎に閉鎖し、5年間保存すること。

なお、上記の命令に対する改善内容を記載した書面を、事前に届け出ること。

また、改善が完了した場合は、その旨を報告すること。

(3) 改善命令の期限及び施設の停止命令の期間

ア 改善命令の期限

平成14年6月12日から平成14年8月29日までとする。

イ 施設の停止命令の期間

焼却施設を平成14年6月12日から、本市職員による法第19条に基づく立入検査により、焼却施設の改善が確認されるまでの期間、停止を命ずる。

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の改善命令及び一時停止命令

(1) おそれの事由

平成14年3月14日及び同年4月19日に王禅寺工場の排水口から採取した排出水に含まれるダイオキシン類の濃度を測定した結果、その濃度は2,400 pg-TEQ/L及び480 pg-TEQ/Lであり、法第8条第1項に規定する排出基準に適合しておらず、法第20条第1項の規定に違反していた。その後、必要な改善が行われていないため、今後も水質排出基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認められる。

(2) 改善命令及び一時停止命令の内容

ア 湿式集じん施設の冷却水缶の開口部から、排出ガスを洗浄する水(以下「スクラバー水」という。)が飛散し、又は流出しないようにし、雨水が混入しない構造とすること。

イ 湿式集じん施設に付属する沈殿槽から引き抜いた余剰のスクラバー水の保管設備の設置等、スクラバー水の処理及び処分が適正に行われるように必要な措置を講じること。

ウ ダイオキシン類を含んだ汚水又は廃液の処理施設が設置されていないので、灰の貯留施設から汚水又は廃液が漏れ出さない構造とすること。

エ 特定施設(湿式集じん施設及び灰の貯留施設)の使用を一時停止すること。

(3) 改善命令の期限及び一時停止命令の期間

ア 改善命令の期限

平成14年7月11日

イ 特定施設の使用の一時停止命令の期間

平成14年6月12日から平成14年7月11日までとする。

ただし、当該期間内において、本市職員による法第34条に基づく立入検査により、特定施設の構造及び使用の方法並びに当該特定施設に係る汚水又は廃液の処理方法の改善が確認された場合には、当該特定施設の使用の一時停止命令を解除する。

4 弁明の機会の付与

廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく不利益処分の実施に際して、行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会を付与した。

(1) 弁明の機会付与の通知日 平成14年5月23日

(2) 弁明の方式 弁明書の提出による。

(3) 弁明書の提出期限 平成14年6月6日

5 環境局不利益処分検討委員会の開催

弁明書の提出に伴い、環境局不利益処分検討委員会を開催した。

(1) 弁明書の提出日 平成14年6月6日

(2) 弁明書の内容 特に弁明はなし。

(3) 環境局不利益処分検討委員会

ア 開催日時 平成14年6月7日、午前9時から

イ 承認事項

弁明書において、特に弁明はないとのことであったため、大伸建設株式会社に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の停止及び改善並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の改善及び一時停止に係る不利益処分を執行することが承認された。

6 不利益処分の実施日

平成14年6月11日